枚方市建築基準法関係事務条例及び枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正する条例

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第1条 枚方市建築基準法関係事務条例 (平成12年枚方市条例第7号) の一部を次のように改正する。

別表2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表中57の項を58の項とし、56の項を57の項とし、55の項の次に次のように加える。

56	政令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく認定の申請	27,000円
	に対する審査	

別表付表4備考1ただし書及び備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」 を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正)

第2条 枚方市建築行政事務手数料条例 (平成29年枚方市条例第2号) の一部を次のように改正する。

別表第4の3の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第5の1の項の表備考2第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、別表第5の3の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表7の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同表10の項から12の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則[令和6年3月7日公布]

この条例は、令和6年4月1日から施行する。